



「マイナンバーカード」を利用した 行政手続きのオンライン申請がはじまりました！

稚内市では、市民サービスの更なる向上を目指し、行政事務のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進しています。このたび、市役所等への来庁申請のみとしていた下記手続きについて、マイナポータル「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請の受付を開始しました。今後も、利用いただける手続き拡大を目指していきます。



稚内市 オンライン

行政手続きオンライン申請のイメージ

子育て関係 15の手続き

- ◆児童手当の認定請求
- ◆児童手当の額の改定請求
- ◆氏名変更/住所変更
- ◆教育・保育給付認定兼施設利用申込
- ◆児童扶養手当の現況届の事前送信(面談必須)
- ◆妊娠の届出(面談必須) など



介護関係 11の手続き

- ◆要介護・要支援認定(更新)等の申請
- ◆被保険者証の再交付申請
- ◆介護保険負担割合証の再交付申請 など



被災者支援

- ◆罹災証明の発行申請



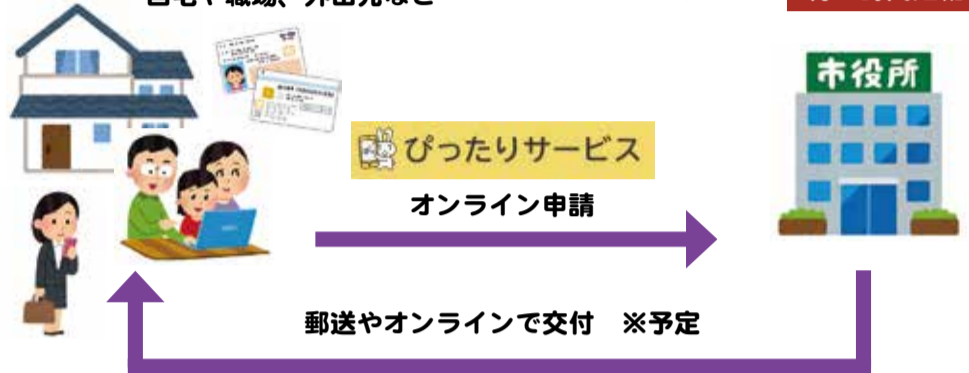
いつでも・どこからでも可能

自宅や職場、外出先など

来庁不要

または

待ち時間短縮



【ご利用に必要なもの・留意点】

- ・申請者本人のマイナンバーカード(電子証明書付)
- ・[スマートフォン]または[パソコン+ICカードリーダー]
※スマートフォンやICカードリーダーは、マイナンバーカードの読み取りに対応した機種をご用意ください。
- ・手続きの制度上、別途面談や聞き取りを行う場合がありますのでご留意ください。

問い合わせ/市総務防災課DX推進グループ

☎ 23 - 6406

(※各手続きに関しては、担当課へ直接お問い合わせ願います。)

生き生きとした生活の実現を目指して！

～第3次稚内市食育推進計画を策定しました～

市民の皆さんが、健康な身体と豊かな心を育み、食を楽しみながら活力ある生活を送ることを目指して、2023年度から2027年度までの5年間を計画期間とする、「第3次稚内市食育推進計画」を策定しました。

食育とは…様々な体験や学習などから「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てることと定義され、生きる上での基本であって、「知育」・「徳育」・「体育」の基礎となるべきものと位置付けられています。



第3次稚内市食育推進計画の基本目標

「健康な身体と豊かな心を育む「食育」で「食」を楽しみ生き生きとした生活の実現をめざす」を基本目標として、次のような施策に取り組んでいきます。

①心身ともに健康な食生活の推進

「食」は、私たちが健康な生活を営む上で欠かせないものであり、その基盤となっているのは「家庭」です。その家庭の中で、子どもの頃から、基本的な食習慣や食に関する知識やマナー、「食」への感謝の気持ちを育てていくことが大切です。しかし、近年における個人のライフスタイルや家庭環境の変化等により、家庭だけでは食育の推進が困難な場合も考えられるため、家庭を軸とした上で、地域や幼稚園、保育所、学校等の相互連携により、「食」の大切さについての理解と健康な食生活の充実に向けた施策を推進します。また、栄養素等の偏りや食習慣の乱れなどから生活習慣病に繋がるという課題もあり、食品の適切な選択や栄養バランスに配慮した食生活の実践に向けた施策も推進していきます。

②食の安全・安心の推進

食品の安全性の確保は、健康と健全な食生活の実現にあたって基本的な問題であり、生産者側だけが食品の安全性の確保に万全を期すだけではなく、消費者側も知識と理解を深め、自らの判断で正しく選択する力を身につけることが大切です。このため、食の安全・安心に関する情報提供や教育機会の充実、生産者と消費者の交流を通じた食育の推進に取り組んでいきます。

■食育推進に向け、皆さんのご協力を！

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、NPOなどのボランティア団体、食材の提供をする生産者など、食関連産業および消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割に応じて活動を行い、情報共有と相互連携を行っていくことが必要です。「食育」を推進するため、市民一人ひとりが「食」や健康の大切さを意識し、日常生活で「食育」を実践するなど、それぞれの立場で取り組んでいきましょう。

※計画書は、市総務・スポーツ課でご覧になれるほか、市ホームページにも掲載しています。

問い合わせ/市総務・スポーツ課総務・スポーツグループ ☎ 23 - 6518